

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省4-1-5)

施策名	1-5 経済産業統計	担当部局・課室名	大臣官房調査統計グループ 総合調整室	政策評価実施予定時期	令和5年8月
施策の概要	産業の実態を明らかにする品質の高い統計の作成、提供及び統計分析を実施する。			政策体系上の位置付け	1 経済成長
達成すべき目標	統計の体系的整備、経済・社会の環境変化への対応及び統計データの有効活用の推進		目標設定の考え方・根拠	社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供するためには、統計法(平成19年法律第53号)の目的や理念を踏まえつつ、政府全体として継続的な取組を進めることが不可欠であるとの理念に基づき定められた「公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)」に準拠。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	統計改革推進会議最終とりまとめ(平成29年5月決定) 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)
	1,437(1,373)	1,477(1,352)	1,475		

【測定指標】

測定指標(定量的)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
										目標年度		
1 統計の公表遅延日数(事業者による報告値の修正などのやむを得ない遅延を除く)	—	—	遅延なし	遅延なし	遅延なし	遅延なし	遅延なし	遅延なし	遅延なし	遅延なし	測定指標の選定理由: 公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業意思決定などに必要不可欠なものであり、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。作成した統計が有意義に活用されるためには、最後の工程である公表を計画どおりに行うことが必須であるため、指標として設定。	
2 経済産業省ホームページの統計データ部分への省外からのアクセス件数(ユニークページビュー数)	—	—	1200万件	令和4年度	1,000万件	1,050万件	1,100万件	1,150万件	1,200万件	—	—	目標値の設定根拠: 統計行政の適切な執行として、公表は定められた公表期日から遅延なく実施するよう目標を設定。目標年度については、毎年度で設定。ただし、事業者による報告値の修正や大規模災害等によりやむを得ず公表が遅れる場合は、その旨をHPで公表するとともに、遅延日数から除く。(平成30年度測定から)
3 統計コンシェルジュへの相談件数	—	—	230件	令和4年度	211件	230件	230件	230件	230件	—	—	測定指標の選定理由: 統計改革の最終取りまとめ(平成29年5月統計改革推進会議決定)において、「各府省においてEBPM推進に係る取り組みを総括する機能」として「統計データの所在案内や民間を含む府省内外からの統計データの問合せや要望への府省としての対応やこれに関する府省庁間の調整」が求められていることから、当該業務を実施する統計コンシェルジュの対応実績を指標として設定。
4 調査項目の見直し、統計作成プロセスの効率化・自動化の推進等の実施状況	品質の高い統計の作成		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
			毎年度		政府・企業の有用な分析・意思決定を助け、経済の発展・向上に資するため、高い回答率と少ないミス達成した、品質の高い公的統計を整備することは重要であるため、目標に設定した。回答率を維持・向上するためには、民間ビッグデータや行政記録情報等を活用し、調査項目を見直すほか、調査のオンライン化を進めるなど、回答負担を減らすことが必要である。ミスを削減するには、ヒューマンエラーを防ぐよう作成プロセスをシステム化、オンライン化するほか、わかりやすい調査項目へ是正することが必要である。これらにより回答率の維持・向上とミスの削減を達成し、品質の高い公的統計を整備することができるため、測定指標に設定した。							

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
1 経済産業統計の整備	※	※	※	※	1,2,4	※	-	0036

※【達成手段一覧】に係る各種予算事業の「予算額計(執行額)」、「開始年度」、「達成手段の概要等」については、下記URL先の行政事業レビューシートを参照。

○令和3年度以前開始事業 (https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2022/html/1-1saisyu-2.html)